

# ❖学校施設使用申請の手引き❖

## (各小学校体育館・運動場及び中学校体育館)

1 使用希望日の2日前(土、日、祝、休日を除く)までに、教育委員会へ学校施設使用願を提出し、使用許可を受けてください。

※記入上の注意

- ①体育館使用の場合は、全面・半面を記入すること。
- ②使用期間については、裏面別表1に定められた開放時間内であること。開放時間外に使用を希望する場合は、事前に学校(教頭)の許可を得ておくこと。
- ③使用者は10人以上の構成員から成る団体であること。

### 申請受付時期について

2ヶ月サイクルとなっており、奇数月の21日以降でその翌月と翌々月の使用申請を受け付けています。

(例) 3月21日より 4月分・5月分の受付開始

※21日が土、日、祝、休日であった場合は、翌平日より受付開始

2 施設使用料等の額については裏面別表2のとおりとし、使用申請の際に前納いただきます。

3 使用許可を受けた日時・学校行事等により使用できない日時については、団体の構成員へ確実に周知してください。

4 自己都合により使用を中止する場合は、5日前(土、日、祝、休日を除く)までに教育委員会へご連絡いただいた場合に限り、次回使用申請時に使用料等(照明料、冷暖房料含む)を差し引きいたします。

5 学校施設開放に係る気象警報発令時の対応については、以下のとおりとします。

①学校施設に避難所が開設される場合

使用は中止となります。

②その他の場合

・スポ少

個別に対応をお願いします。

・有料団体(一般・体協)

使用については自己責任のもと判断してください。

(使用される場合、使用によって発生する損害については各団体で責任を負うものとしします。)

※使用を中止される場合

原則として、事前に町教育委員会まで連絡いただいた場合に限り、次回使用申請時に料金を精算します。(TEL 0877-33-0700)

I 平日使用の方…当日17時までに中止の報告をしてください。

II 土日祝日使用の方…直近の平日17時までに中止の報告をしてください。

(なお、②土日祝日使用の方で、やむを得ず当日に中止を決定した場合は、翌平日午前中に連絡をお願いします。)

別表 1

施設	開放する日	開放する時間
各小学校	土、日曜日、祝日、 休日、長期休業日	午前 8 時から午後 9 時 30 分まで
	平日	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
中学校	平日、土、日曜日 祝日、休日、 長期休業日	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで

別表 2

施設名	1 時間につき			
	使用料 (円)		照明料 (円)	
	全面	半面	全面	半面
多度津中学校 体育館	800	400	300	150
多度津小学校 体育館	900	450	300	150
豊原小学校 体育館	700	350	200	100
四箇小学校 体育館	700	350	200	100
白方小学校 体育館	700	350	200	100
各小中学校 運動場	100	50	1,000	

※本町以外の使用者の使用料は、上記金額に 5 割を加算した額とする。

(照明料は加算なし)

※上記のいう本町以外の使用者とは、教育施設使用願の申請者の住所地が町外の地域になる方をいう。また団体に属する方を申請者の代理人とし、教育施設使用願に記入することは可能とする。